

教育センター

(児童発達支援センター)

教育センターでは、発達と教育に関する18歳までの子どもの相談を受けており、面談等を経て、さまざまなサービスのご案内をしています。

所在地 湯島四丁目7番10号

電話 5800-2591

1 総合相談室

総合相談室では、乳幼児から18歳までの方とその保護者を対象に、子どもの発達や教育に関する様々な相談を心理士等の専門職員が受け、相談の内容に応じて助言や心理的援助を行っています。必要に応じて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士などによる専門機能訓練や集団療育を行い、子どもの健やかな成長を援助しています。

障害児相談支援事業所としては、子どもの発達状況等のアセスメントを行い、受給者証の発行に必要な障害児支援計画を作成しています。(117ページ参照)

利用日	月曜日～金曜日、第2・4土曜日
利用時間	午前8時30分～午後5時15分

(教育センター総合相談係)

2 児童発達支援 (そよかせ)

児童福祉法に基づき、心身の発達になんらかの遅れや偏りのある未就学児を対象に、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図る集団療育を行っています。(116ページ参照)

※利用に当たっては受給者証が必要です。

利用日	月曜日～金曜日、第2・4土曜日	
利用時間	親子グループ	午前9時30分～午前11時30分
	単独グループ	午前9時30分～午後2時
	単独グループ (第2・4土曜日)	午前9時30分～午前11時30分 午後1時30分～午後3時30分
利用定員(1日あたり)	30人	

(教育センター児童発達支援係)

3 放課後等デイサービス（ほっこり）

児童福祉法に基づき、心身の発達になんらかの遅れや偏りのある就学児（小学生）を対象に、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図る集団療育を行っています。（116 ページ参照）
※利用に当たっては受給者証が必要です。

	利用日	月曜日～土曜日
利用時間	月～木、第2・4金曜日	午後2時～午後6時
	第1・3土曜日 学校長期休み	午後1時～午後5時
利用定員（1日あたり）		15人

（教育センター児童発達支援係）

4 発達支援巡回相談

保育園・幼稚園・育成室に在籍する子ども達の健やかな育ちに向けて、心理士、作業療法士等の専門職員が訪問し、保育内容の充実や保育上の必要な配慮について、保育士や教員、育成室職員等へ助言を行っています。（119 ページ参照）

（教育センター総合相談係）

5 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト(BSSP)

集団参加や対人コミュニケーションなどの社会的スキル等の成長が乳幼児期から促されるように、臨床心理士等の専門家チームが区内の幼稚園、保育園、児童館等を訪問し専門的発達支援を行っています。また、保護者に対しても専門的観点から育児方法を伝え、より質の高い育児環境を整え、健やかな育ちを支えています。

（教育センター総合相談係）